

山鹿市建築物耐震診断事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市建築物耐震診断事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市建築物耐震診断事業補助金交付要綱（平成23年山鹿市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地震に対する安全性の評価（市長が別に定める方法により行うものに限る。）」を「一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる精密診断法により、建築物の地震に対する安全性を評価すること」に改め、同条第3号中「昭和56年5月31日」を「平成12年5月31日」に、「2以下」を「3以下」に改める。

第3条第1項第2号ア中「昭和56年5月31日」を「平成12年5月31日」に改める。

第4条第1項中「3分の2」を「10分の9」に改め、同項第1号中「8万円」を「13万5,000円」に改め、「（延べ面積が70平方メートル未満の戸建木造住宅の耐震診断にあっては、4万円）」を削る。

第5条第7号中「住民票」の次に「の写し」を加える。

様式第1号中「住民票」の次に「の写し」を加える。

様式第2号中

「

規 模 ・ 床 面 積			住宅部 分	住宅以外の 部分	小計	合計
	昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着 工した面積	1 階	m ²	m ²	m ²	m ²
		2 階	m ²	m ²	m ²	
	昭和 5 6 年 6 月 1 日以降に増築 した面積	1 階	m ²	m ²	m ²	m ²
		2 階	m ²	m ²	m ²	
	1 階計		m ²	m ²		
	2 階計		m ²	m ²		
	小 計		m ²	m ²	延床面積 m ²	

」

を
「

床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合 計
	平成12年5月 31日以前に 着工した面積	m ²	m ²	m ²
	平成12年6月 1日以降に着工 した面積	m ²	m ²	m ²
	合 計	m ²	m ²	m ²

」

に改める。
様式第3号中「2／3」を「9／10」に改める。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。